

# ○地方卸売市場省エネルギー等対応施設整備補助金実施要領

平成29年3月28日

29中事業第1135号

## (目的)

第1 この要領は、地方卸売市場省エネルギー等対応施設整備補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて実施する施設整備事業の運用に関し、必要な事項を定め、その事業の効果的かつ円滑な推進を図ることを目的とする。

## (事業の実施主体)

第2 要綱第2に規定する地方卸売市場の開設者等とは、東京都内の多摩地域の青果並びに水産民営地方卸売市場の開設者及び開設者に準ずる役割を果している施設所有者とする。

2 1に規定する施設所有者が、要綱第6の規定による申請手続きを行う場合は、開設者の副申書（別紙様式）を添付しなければならない。

## (補助対象事業の最低限度額)

第3 要綱第2に規定する補助事業は、事業費の総額が一件当たり20万円以上のものとする。

## (補助対象期間)

第4 要綱第2に規定する補助事業は、平成34年3月31日までに完了するものを対象とする。

## (補助率)

第5 要綱第3に規定する補助率は、上限を表す。補助金額の算定にあたっては、原則として上限の補助率を適用するものとする。ただし、予算上の制約及び個別の事情により、特に必要があると認めるときは、限度より低い率を適用することができる。

## (補助対象経費)

第6 要綱第4に規定する補助対象経費は、原則として、撤去工事に係る経費は含まない。

## (補助対象経費の算出)

第7 要綱第4に規定する補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を加えない額とする。

## (補助金額の端数処理)

第8 要綱第9の8の(1)の規定により算出した補助金の額に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(実績報告書の提出期限)

第9 要綱第7及び第9の7の規定により提出する実績報告書は、補助事業完了後30日以内に提出しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(財産処分の制限)

第10 要綱第9の18(1)に規定する知事の定める期間とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

附 則

この要領は平成29年4月1日から施行する。